

# 入院時食事療養費

玉水会病院

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）2025年4月1日

| 70歳未満                           | 70歳以上の高齢者               | 標準負担額（1食当たり）（1日3食を限度） |      |
|---------------------------------|-------------------------|-----------------------|------|
| 一般（下記いずれにも該当しない者）               | 一般（下記いずれにも該当しない者）       | 510円                  |      |
| 低所得者Ⅱ（住民税非課税）                   | 低所得者Ⅱ（※1）               | 過去1年間の入院期間が90日以内      | 240円 |
|                                 |                         | 過去1年間の入院期間が90日超       | 190円 |
| 該当なし                            | 低所得者Ⅰ（※2）               | 110円                  |      |
| 低所得者Ⅱに該当しない<br>小児慢性特定疾患又は指定難病患者 | 低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない<br>指定難病患者 | 300円                  |      |

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全体が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、  
老齢福祉年金受給権者

2025年5月現在